

第2期 長野原町

地域福祉計画・地域福祉活動計画

[成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画]

令和6年3月



長野原町

社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会



目次

第1編 計画の概要

- 1. 目的 P 1
- 2. 根拠法 P 1
- 3. 計画期間 P 2
- 4. 計画の位置づけ P 2
- 5. 計画の推進体制 P 3

第2編 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 1. 基本理念 P 4
- 2. 基本計画 P 6
 - 2-1 長野原モデルの構築 P 7
 - 2-2 社協の機能強化 P15
(地域福祉活動計画)
 - 2-3 住民参加のさらなる推進 P26
 - 2-4 福祉サービスの適切な利用の促進 . . P28
 - 2-5 社会福祉事業の健全な発達 P32

第3編 長野原町成年後見制度利用促進基本計画

1. 長野原町成年後見制度利用促進基本計画 . . . P35

第4編 長野原町再犯防止推進計画

1. 長野原町再犯防止推進計画 P37

資料編

- 資料1 基礎データ P39

- 資料2 社会福祉協議会の現状 P45

- 資料3 第1期計画の事業評価結果 P49

第Ⅰ編 計画の概要

1. 目的

「第五次長野原町総合計画」（平成28年3月、長野原町）の基本目標「健やかなくらしづくり」の施策大綱において、「地域包括ケアシステム」や「誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり」が、示されています。

そこで、長野原町と社会福祉法人長野原町社会福祉協議会（以下、「社協」と称す）は、平成30年度に「長野原町社会福祉協議会イノベーション専門委員会」（以下、「イノベーション委員会」と称す）を開催し、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、第1期計画」と称す）を策定しました。

その後、この計画に基づき様々な施策や事業をすすめてまいりましたが、計画策定から5年経過するため、計画の見直しが求められています。

よって、本計画は、計画に位置づけられた施策や事業の評価を行って、町の福祉の最上位計画である「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたします。

2. 根拠法

（1） 地域福祉計画

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第107条。

（2） 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に位置づけられている社会福祉協議会が、地域の実情に即して計画策定を行います。

3.計画期間

令和6年度〔2024年度〕～令和10年度〔2028年度〕（5年間）

4.計画の位置づけ

この計画は、福祉分野における上位計画です。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の説明を下に示します。

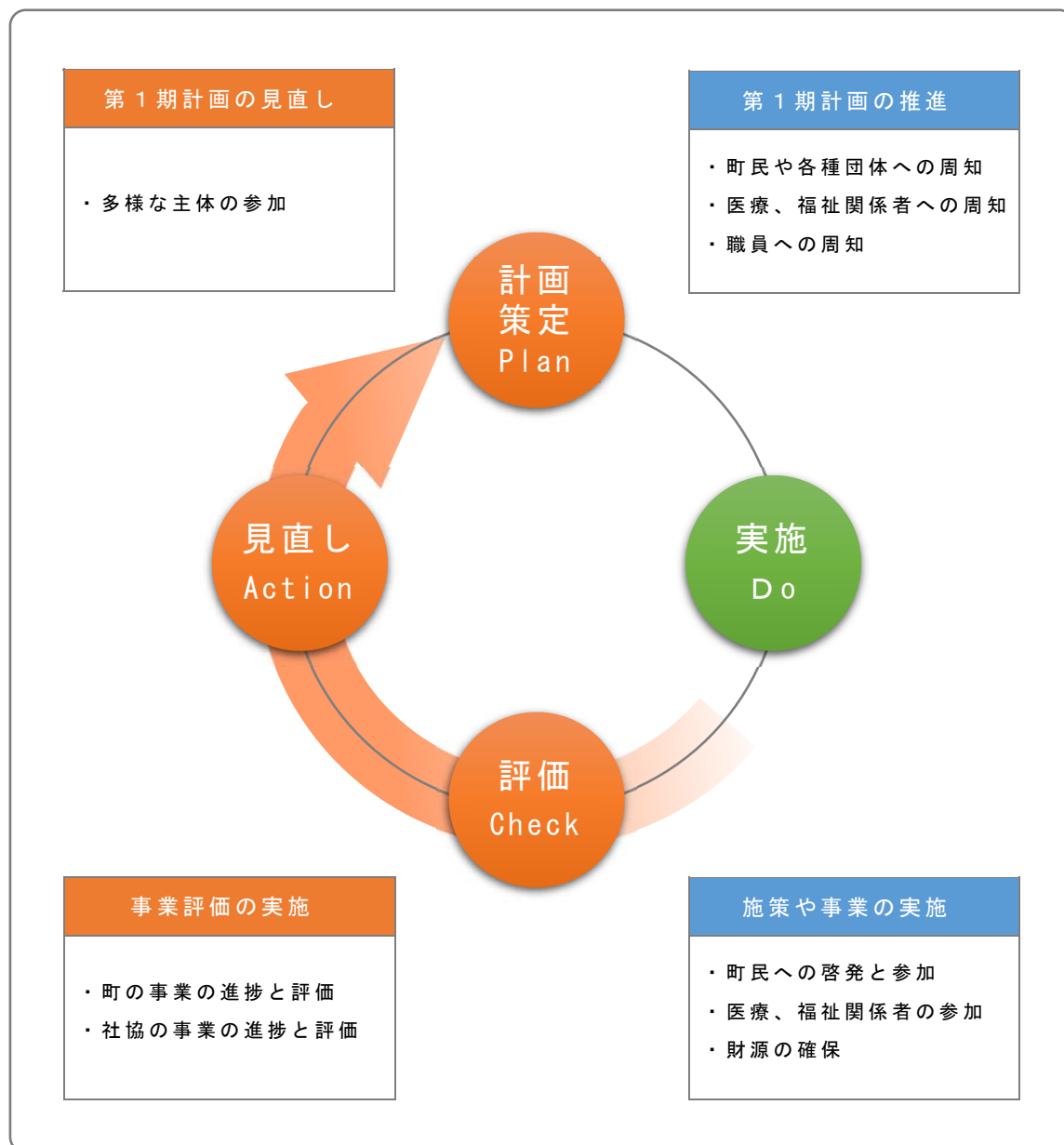
地域福祉計画

地域福祉活動計画

計画期間	5年間 〔令和6年度～令和10年度〕	5年間 〔令和6年度～令和10年度〕
策定主体 担当課	長野原町 町民生活課	社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会
内 容	町における”福祉”に関する上位計画である。 地域福祉の基本理念や基本目標を示すとともに、それを具現化するための基本計画を示す。	町民が主体的に、地域の福祉課題に取り組むための具体的な活動内容を示す。
上位・関連 計画等	〔上位計画〕 ・総合計画 〔関連計画〕 ・高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画 ・子ども子育て支援事業計画 ・障がい者計画・障がい福祉計画 ・その他	・事業計画等

5.計画の推進体制

第1期計画策定から5年間で様々な施策や事業が”実施”されました。本計画（第2期）の策定に当たって、事業評価を実施して計画の見直しに反映しました。



第2編 地域福祉計画・地域福祉活動計画

Ⅰ. 基本理念

Ⅰ-Ⅰ 基本理念（継続）

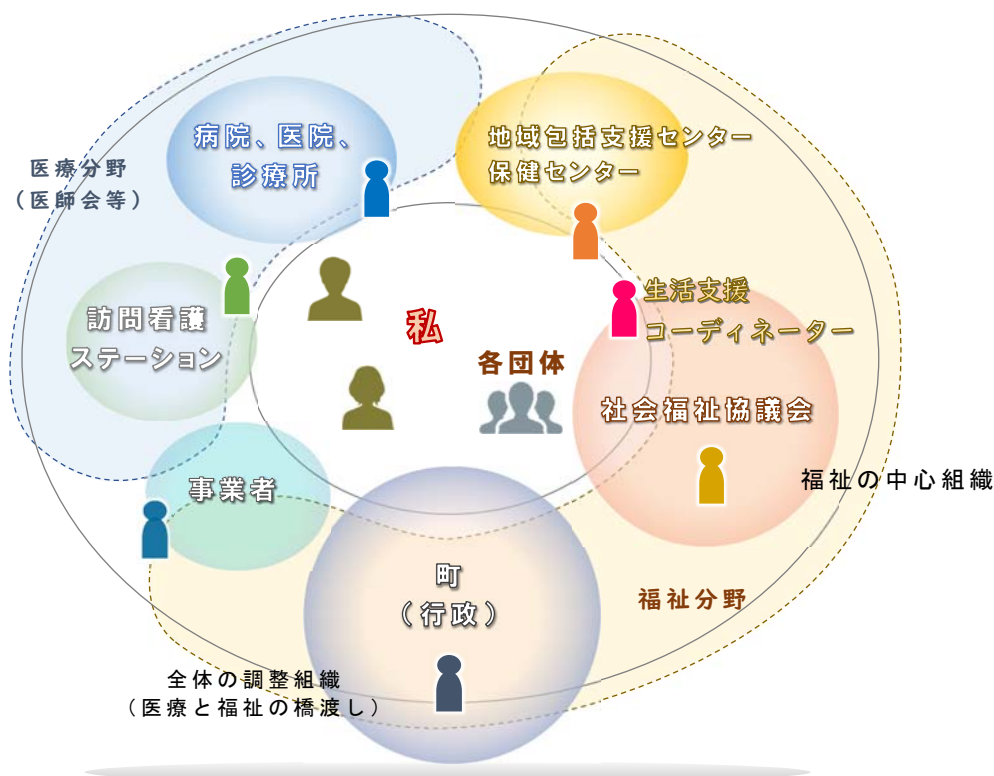
《基本理念》

みんなが安心して暮らせるまち

私達は、「介護を受ける」、「家族が認知症になったら・・・」、「家で看取りをしてほしい」といった場面で、適切に行動できるでしょうか。

町では、自分や家族が”いざというとき”に、まわりの人が支えてくれるシステム「地域包括ケアシステム（長野原モデル）」の構築を目指し、安心や幸福を感じられるようなまちづくりをすすめていきます。

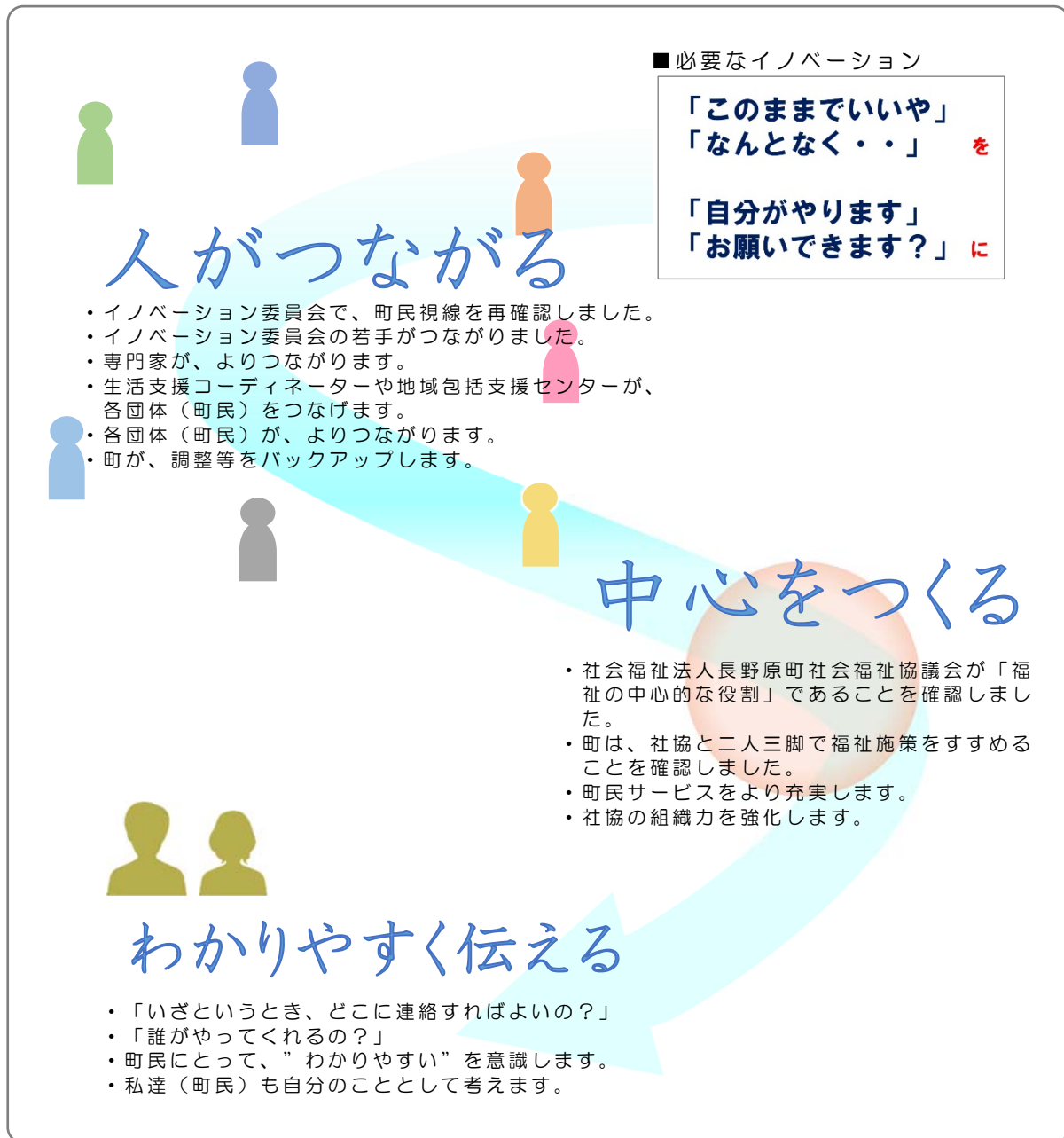
そのためには、老いや障がい等を自らのこととして考えることや、様々な分野の組織、専門家、担当が、もう一度、町民（利用者）の視線に立ち、より一層連携を高める必要があります。



地域包括ケアシステム [長野原モデル]

1-2 基本理念を構築するためのアプローチ（継続）

基本理念を構築するための道筋を示します。



長野原モデルのシステムづくり



町民が「安心」や「幸福」を感じられる



2. 基本計画

長野原モデルを創るため、引き続き5つの基本計画を柱とします。

基本計画

1

長野原モデルの構築

地域包括ケアシステム（長野原モデル）に向けた施策です。
また、個別計画（高齢者、障がい者、児童福祉等）と共通する内容や、第1期計画で取り組み始めた生活困窮者に関する内容、法制度の狭間の問題等に関する内容を示します。

基本計画

2

社協の機能強化（地域福祉活動計画）

第1期計画に基づき、社会福祉法人長野原町社会福祉協議会が、“まちの福祉の中心”として取り組む事業や組織機能強化等を位置づけます。
本計画では「地域福祉計画」の施策及び事業と一緒に示します。

基本計画

3

住民参加のさらなる推進

福祉施策を推進するためには、町民が自らのこととして考え、事業に参加することが必要です。
そのために町は、各種団体や社会福祉法人長野原町社会福祉協議会への支援と、より一層の連携を高めて住民参加を推進します。

基本計画

4

福祉サービスの適切な利用の促進

現在、様々な福祉サービスが存在しているため、町民にとって、“わかりやすい”情報提供や相談体制のあり方を検討します。
また、社会福祉従事者の専門性の向上、権利擁護、ひとり暮らしの見守り、災害時要配慮者の安全確保にも継続的に取り組みます。

基本計画

5

社会福祉事業の健全な発達

町における社会福祉事業を健全に展開するため、社会福祉法人と連携し、公益的な取組を推進します。
また、必要に応じて検討のサポートや広域的な調整に努めます。

2-1 長野原モデルの構築

(1) 町民にわかりやすい仕組みの推進（継続）

地域包括ケアシステム（長野原モデル）の構築におけ、町民にとってわかりやすい仕組みづくりや、わかりやすい情報提供に努めます。

役割分担	施策や事業の内容	- 町民の問い合わせについて、いわゆる“たらいまわし”が無いように努める。 - パンフレットやHP（ホームページ）に、連絡先や問い合わせ先をわかりやすく示すよう努める。
	事業評価の結果 今後の方針等	- 第1期計画で掲げた重要な施策・事業。 - 事業継続する。
	町民・各団体	町民は、自分ごととして関心を持ち、情報収集に努める。
	事業者	—
	病院、医院、診療所 訪問看護ステーション	問い合わせ対応、紹介や斡旋等。
	地域包括支援センター 保健センター	//
	社会福祉協議会	- 窓口（電話対応含む）。 - 問い合わせ対応、紹介や斡旋等。 - HP（ホームページ）等。
	町（行政）	- 窓口（電話対応含む）。 - パンフレット、HP（ホームページ）等。 - 各種窓口（→次ページ）。

公開中

紹介

長野原町社会福祉協議会のHP



イノベーション専門委員会における意見を踏まえ、第1期計画策定後にホームページを開設しました。社会福祉協議会における事業等、わかりやすく情報提供されています。

出典：社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会公式HP
URL：<https://naganohara-shakyo.com/>

■ 行政及び社会福祉法人等の相談体制

	名 称	組織・部署等
主体的な相談窓口	行政相談	長野原町 総務課
	人権擁護相談	長野原町 町民生活課
	心配ごと相談 (↓下)	社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会
	生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会
連携する相談窓口	なんでも福祉相談	社会福祉法人 にしあがつま福祉会 からまつ荘 社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会
	弁護士の無料相談	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
	群馬県女性相談センター	群馬県
	困りごと相談	群馬県警
	いのちの電話相談	一般社団法人 日本いのちの電話連盟
	消費生活センター	独立行政法人 国民生活センター

紹介

「心配ごと相談所」(長野原町社会福祉協議会HPより)



The screenshot shows the website of the Naganohara Social Welfare Association. The header includes the organization's name and contact information. The main content area is titled '心配ごと相談所' (Worry and Consultation) and states that the association has established this service. It lists the following details:

- 1. 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 (土・日・祝祭日、年末年始休暇を除く)
- 2. 開設場所 長野原町老人福祉センター
長野原町老人福祉センターまでお越しいただくことが困難な場合は、ご自宅へうかがいます。お電話で事前にご連絡ください。

On the right side, there is a list of other services offered by the association, such as '福祉機器貸出' (Welfare equipment loan), '心配ごと相談所' (Worry and Consultation), '小口生活資金貸付' (Small-scale living fund loan), etc.

出典：社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会公式HP URL：https://naganohara-shakyo.com/

(2) 拠点整備や既存施設の活用（認知症カフェ）

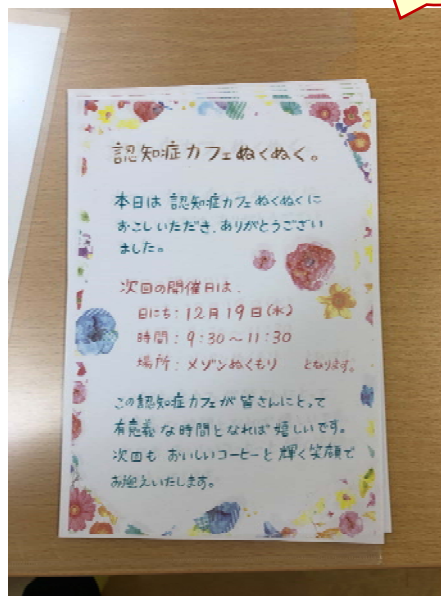
「長野原町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の基本目標「高齢者が自分らしくいきいき暮らせるまちづくり」において、「高齢者の尊厳を守るまちづくり」に「認知症高齢者対策の推進」が示されています。

役割分担	施策や事業の内容	・認知症の方やその家族を含め、情報交換や相談を行うことができる交流の場。 ・町民や団体の要望に応じ拠点整備を検討する。
	事業評価の結果 今後の方針 等	・第1期計画で掲げた重要な施策・事業。 ・事業継続する。
	町民・各団体	・積極的な参加に努める。
	事業者	・平成30年12月1日、グループホーム「ぬくもり」に設置した。
	病院、医院、診療所 訪問看護ステーション	・問い合わせ対応、紹介や斡旋等。
	地域包括支援センター 保健センター	・運営支援。 ・問い合わせ対応、紹介や斡旋等。
	社会福祉協議会	・問い合わせ対応、紹介や斡旋等。
	町（行政）	・運営支援。 ・問い合わせ対応、紹介や斡旋等。

紹介

認知症カフェ（グループホーム「ぬくもり」）

運営中





(3) 分野横断的な福祉サービスの継続

町は、役場の仕事について、障害福祉サービス事業者と就労支援の契約を締結しました。

引き続き町では、利用者サービスや施設運営の実情にあわせて、分野横断的な福祉サービス等の検討に努めます。

役割分担	施策や事業の内容	・障害福祉サービス事業者と町による就労支援契約。 ・役場庁用車の洗車、プラスチックゴミ回収。
	事業評価の結果 今後の方針 等	・第1期計画で掲げた重要な施策・事業。 ・事業継続する。
	町民・各団体	・就労等の提供に努める。
	事業者	・障害福祉サービス「やまどり」が運営。
	病院、医院、診療所 訪問看護ステーション	—
	地域包括支援センター 保健センター	—
	社会福祉協議会	—
	町（行政）	（就労支援契約）

紹介

障害福祉サービス「やまどり」による役場のしごと



■役場庁用車の洗車

(4) 住まい、しごとの確保に向けた連携の維持

過去5年間で、住まいやしごとを斡旋する実績がありました。
したがって、町では引き続き庁内連携を高めて対応を図ります。

■ 庁内連携のイメージ

	相 談	住 ま い	し ごと	学 校	移 動
町 [中心となる 部署]	町民生活課	建設課	町民生活課	教育委員会	町民生活課
高齢者				—	○
障がい者				△ [障がい児等]	○※
子ども [ひとり親]				○	—
生活困窮者				△ [生徒・児童に関する場合]	—
制度等		・住居確保給付金制度 ・無料低額宿泊所 ・一時生活支援事業（住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施）	・ハローワークが主体 ・生活困窮者は、生活困窮者自立相談支援事業 ・観察保護対象者は、職親会 ・障がい者は、障がい者就労・生活支援センター		
摘 要		・住宅セーフティネット法含む			※第1期計画策定後に社協が実施



(5) 生活困窮者の自立支援方策の推進

生活保護を受給していないで自立支援が必要な方が増えています。

前ページの「住まい、しごとの確保に向けた連携」は、この事業の一環です。

		施策や事業の内容 - 生活困窮者自立支援法に基づき、「生活保護を受給していないが生活保護に至る可能性のある方で、自立が見込まれる方」に対して自立を支援する制度。 - 県基幹社協吾妻地区（長野原・東吾妻）で取り組んでいる。 - 必要に応じて、関係機関との調整会議を開催する。
		事業評価の結果 今後の方針 等 - 令和5年より東部と西部で事業分担したので、事業件数は減少した。 - 事業継続する。
役割分担	町民・各団体	町民は、困ったときに相談するよう努める。
	事業者	—
	病院、医院、診療所 訪問看護ステーション	—
	地域包括支援センター 保健センター	—
	社会福祉協議会	- 既存の「事業」（県委託）継続。 - 町と連携している。
	町（行政）	- 事業実施主体（生活保護担当）。 - ハローワークと連携している。

(6) 医療機関と行政との連携

長野原モデルの構築におけ、医療機関と介護・福祉施設や、医療機関と行政との関係を深めることに努めます。

役割分担	施策や事業の内容	■医療と介護との連携 - 長野原モデルの構築にむけ、町内の医療機関と介護・福祉施設の連携に努める。 ■町のリーダーシップ - 医療と介護の分野における人的な交流、制度面における連携方策を検討する。 - 異なる主体における対話、交流や機能分担等の構築にむけて、コミュニケーションを高める。
	事業評価の結果 今後の方針 等	- 在宅医療介護連携相談の実績は、横ばいに推移している。 - 事業継続する。
	町民・各団体	—
	事業者	- 介護・福祉施設は、ここに示す関係者と連携を高める。 - 問い合わせ対応、紹介や斡旋等。
	病院、医院、診療所 訪問看護ステーション	- ここに示す関係者と相互に連携を高める。 - 問い合わせ対応、紹介や斡旋等。
	地域包括支援センター 保健センター	//
	社会福祉協議会	//
	町（行政）	- 町長を先頭に町職員は、ここに示す関係者と顔を合わせ、訪問、会議、連絡等によってコミュニケーションを高める。 - ここに示す関係者と相互に連携を高める。 - 問い合わせ対応、紹介や斡旋等。

(7) 地域に潜在・顕在する課題への対応

社会経済状況から、引きこもりや虐待生活保護等への対応が求められています。

なお、この内容は「第4編 長野原町再犯防止推進計画」と関連しており、施策や事業の整合性を図り、効果的に取り組みを推進します。

対応	事業主体	事業内容	事業評価の結果 今後の方針
引きこもりへの対応	町	「8050問題」について、発見方法も含めて対応を検討する。 - 民生委員、区長、老人会及び訪問機会のある各種団体や民間事業者との連携も模索する。	- 令和6年度に事業強化予定である。 - 事業を継続する。
虐待や自殺への対応		生徒、児童の引きこもりは、引き続き学校、教育関係者、家庭等との連携を図り、必要に応じて、医療福祉関係者も連携する。	- 高齢者と子供を中心に対応している。 - 事業を継続する。
犯罪をした者への社会復帰の支援	社協	- 再犯防止推進法を踏まえ、保健医療、福祉サービス、住まい、就労及び生活困窮等について、関係機関と連携し適切に支援する。 - 保護司、更生保護女性会、職親会との連携を図る。	事業実績は無いが、事業を継続する。
犯罪被害者への支援	NPO 法人犯罪被害者支援センター すてっぷぐんま	町は「すてっぷぐんま」を紹介、斡旋している。	事業実績は無いが、事業を継続する。
生活保護等への対応	町	- 生活に困窮している人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるよう援助する。 - 能力や資産等を活用し、あらゆる手を尽くしてもなお生活できない場合に、国が定めた最低生活費の基準に従って生活保護費を支給する。	社会経済状況から必要性が高いため、事業を継続する。

2-2 社協の機能強化（地域福祉活動計画）

（1）活動基本方針

《活動基本方針》

福祉のまちづくりにおけた中心的な役割をはたす

社会福祉法人長野原町社会福祉協議会は、「いざというとき」に町民が安心できるような福祉のまちづくりを実現するため、福祉の中心組織として活動していきます。そのためには、町民自らが当事者意識をもつとともに、他の機関との連携を高めて、「地域包括ケアシステム（長野原モデル）」の構築を目指します。

（2）ホームページ等による情報発信

第Ⅰ期計画の事業計画に示した「ホームページ等」を活用した情報発信が実現化しました。

この中では、社協が実施している事業がわかりやすく整理されています。

紹介

長野原町社会福祉協議会のHP（再）



イノベーション専門委員会における意見を踏まえ、第Ⅰ期計画策定後にホームページを開設しました。社会福祉協議会における事業等、わかりやすく情報提供されています。

出典：社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会公式HP
URL：<https://naganohara-shakyo.com/>



(3) 社協が取り組む事業

社協では、様々な事業に取り組んでいます。

事業名	事業内容
◆福祉機器貸出	- 福祉機器（ベッド・マットレス・エアマット・車椅子・杖・松葉杖・歩行器）の貸出により、身体の不自由な人の一時的な日常生活の援護を図ることを目的とします。 - 賃貸料：ベッド 1,000円、車イス 500円 その他 200円
◆心配ごと相談所 (なんでも福祉相談)	- 受付時間：午前8時30分から午後5時15分 (土・日・祝祭日、年末年始休暇を除く) - 開設場所：長野原町老人福祉センター - その他：来訪が困難な場合は、自宅へうかがいます。 (電話で事前連絡)
◆小口生活資金貸付	- 長野原町に1年以上居住し、世帯更生運動の対象世帯であり、民生委員の紹介のある方。(又は会長が必要と認めた方。) - 貸付金は生活に困窮するもので、一時的な生活費・医療費とします。 (→詳細は、社協HPへ)
◆福祉団体支援	[→後述する「2-3住民参加のさらなる推進」-「(3)各種団体の支援」に示す。]

事業名	事業内容
◆ ボランティア団体	・ 下の7つのボランティアがあります。
長野原町朗読ボランティア かたくりの会	・ 月1回、町の広報をCDに録音して貸し出します。
長野原町傾聴ボランティア ひまわり	・ 高齢者等に対する傾聴活動を行います。
配食サービス調理ボランティア	・ 社協が実施する配食サービス事業の調理ボランティアです。
吾妻郡おもちゃの病院	・ 「おもちゃの病院」を開設し、「おもちゃドクター」と呼ばれるボランティアが、小学生低学年以下の児童が使用するおもちゃを修理します。
有償ボランティア	・ お弁当の配達ボランティア（個人登録）です。 [祝祭日を除いた 毎週水曜日と金曜日] ・ 福祉有償運送運転手ボランティアを実施しています。
生活支援ボランティア	・ 生活支援体制整備事業で実施しています。 ・ 「スマホ・PC（パソコン）お悩み相談室」、「ゴミ出し支援」を実施しています。
ボランティア保険	・ ボランティア活動を行う方々の保険料掛金に対して助成を行っています。



事業名	事業内容
◆ 共同募金配分金事業	
子育て支援助成事業	・ 各自治会に対し、子育て支援事業費を助成します。
長期施設等入院・入所者慰問	・ 長期施設等入院・入所者に対し慰問金を贈呈する。
歳末たすけあい慰問事業	・ 一人暮らしの高齢者等に対し、慰問金を贈呈します。 [80歳以上一人暮らし、障がい者1級、生活困窮者、一人当たり2,000円支給]
母子父子家庭等中学校卒業生激励事業	・ 卒業生に記念品を贈呈しています。
社協だよりの作成	・ 季刊（年4回）発行し、每户配布しています。

事業名	事業内容
◆福祉有償運送事業	・会員に対して、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。 ・利用できる方は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で、公共交通機関を単独で利用することが困難な方です。 ・利用者登録が必要です。
◆日常生活自立支援事業	・判断能力に不安のある方が安心して地域で暮らせるよう、福祉サービス利用の申し込み、日常的な預貯金の出し入れなどを支援します。 ・相談や支援計画にかかる費用は無料。 ・契約後、提供されるサービス1時間あたり1,200円。 ※住民税非課税世帯は1時間あたり700円（500円公費助成）。 ※生活保護世帯は、無料（全額公費助成）。
福祉サービスの利用援助	・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談。 ・福祉サービスを利用したいときの手続きの援助。 ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの援助。 ※施設への入所契約や病院への入院契約、及び保証人になるといった援助はできません。
日常的金銭管理サービス	・福祉サービスの利用料、病院への医療費等支払いの援助。 ・福祉サービスを利用したいときの手続きの援助。 ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの援助。 ・日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預け入れの手続きの援助。 ※施設への入所契約や病院への入院契約、及び保証人になるといった援助はできません。
書類等預かりサービス	・預かれるものは、預貯金通帳（定期預貯金通帳含む）、年金証書、保険証書、実印、銀行印等。 ・預かれないものは、現金、宝石、貴金属等。 ※定期預貯金通帳は預かれますが、払い戻しや解約の手続きはできません。 ※お預かりのみの契約はできません。
◆ひきこもりサロン	・ひきこもりがちな人とその家族の居場所として、老人福祉センターを会場にサロンを開催。〔令和5年5月より（月1回月曜日実施）〕
◆知的障がい者余暇活動支援事業	・「アトリエもく」、「ダンス・ダンス・ダンス」（会場：婦恋村）、「カラオケ」（会場：長野原町）。 ・各1回、土曜日実施（婦恋・長野原社協共同事業） ・会場までの送迎、付添。
◆法人後見事業	・社協が法人として後見人等になり、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の財産管理や身上保護を行い、住み慣れた地域で安心して生活できるよう組織的に支援します。〔令和5年10月より実施〕



(4) 社協が受託している事業

受託事業名	委託元	事業内容
長野原町生きがいサロン事業	町	・介護保険の要介護者に認定されなかった方、それ以外の方で支援を要する方へのサロン事業。 ・介護保険のサービスとなる特別養護老人ホームからまつ荘でのデイサービスとは異なります。 [事業内容] ・場 所：老人福祉センター ・利 用：火曜日～金曜日 週 1 回又は週 2 回 (住まいにより曜日決定) ・時 間：10:00～14:00 ・利用料：1 回 500 円 ・内 容：日常動作訓練、健康体操、健康チェック、軽スポーツ、カラオケ、ゲーム、歌を歌う、おしゃべり、入浴 ・送 迎：職員が送迎可。 ・窓 口：社協、町。
長野原町高齢者等配食サービス	町	・在宅の高齢者、軽度な身体障がい者及び軽度な心身障がい者に対して週 2 回昼食を配食し、偏りがちな栄養補完と安否確認を行います。 [事業内容] ・場所：自宅に配食 ・利用：毎週水曜日と金曜日(祝祭日、年末年始休み) ・内容：一般食 1 食 200 円 ・窓口：社協、町。
長野原町紙おむつ等給付事業	町	・在宅の高齢者、障がい者がいる世帯の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を図ることを目的に、紙おむつ等を現物支給します。 [事業内容] ・内容：支給対象となるのは、紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド。社協で指定した中で、種類やサイズを指定する。支給限度は 1 月 5,000 円以内。 ・窓口：社協、町。
生活福祉資金の貸付	県社協	・他の制度での借入れが困難な低所得世帯。 ・身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者等属する世帯。 ・65 歳以上の高齢者の属する世帯。

受託事業名	委託元	事業内容
生活困窮者自立相談支援事業	県社協	・ 仕事や生活上の困難を抱えた方に対する無料相談。 ・ 生活保護を受給していないが、経済的困窮又は生活上の困難を抱えている方が対象。
長野原町シルバー人材センター	町	・ 働く意欲のある高齢者による会員組織。 ・ センターが、家庭、企業、公共団体等から「臨時的かつ短期的又はその他軽易な仕事」を受注し、会員に提供することで、生きがいづくりと地域社会の発展に寄与しています。
思いやり駐車場利用証制度	県	・ 人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づいて実施するもので、利用対象者からの申し出によって、群馬県が思いやり駐車場利用証を交付します。 ・ ショッピングセンター・飲食店・公共施設等、群馬県と協定を結んだ施設の駐車場でご利用いただけます。
生活支援体制整備事業	町	・ 介護保険法に掲げる事業として、高齢者が地域生活を継続していくための多様な主体・生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目的に生活支援コーディネーターを設置し、地域の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を行う事業。



(5) 生活支援コーディネーターを中心とした活動展開

	施策や事業の内容	・高齢者が地域生活を継続していくための多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目的とする。 ・様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図る。
	事業評価の結果 今後の方針 等	・この5年間、関係機関の調整役として生活支援や介護予防サービス提供等を担っている。 ・よりきめ細かな活動を行うため、関係機関も活動を認識した対応が求められる。
役割分担	町民・各団体	・町民は、困ったときに相談するよう努める。
	事業者	・ここに示す関係者と相互に連携を高める。 ・問い合わせ対応、紹介や斡旋等。
	病院、医院、診療所 訪問看護ステーション	//
	地域包括支援センター 保健センター	//
	社会福祉協議会	・事業実施主体。
	町（行政）	・介護保険法に掲げる事業を社会福祉協議会に委託。

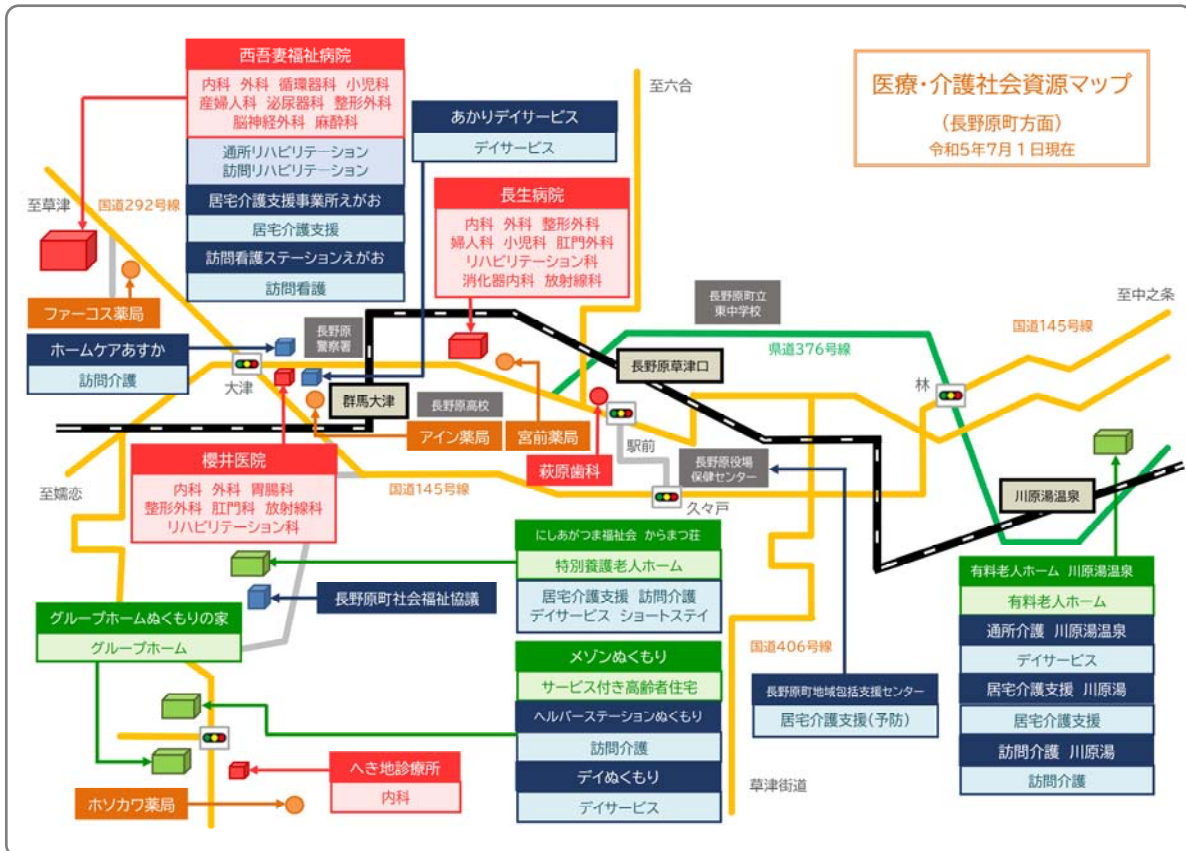
(6) 若手会議の検討

	施策や事業の内容	・将来、町の福祉を担う人材を育成するため、保健医療、福祉分野の最前線で係わる職員や若手職員がコミュニケーションを図る。 ・個別ケースの対応等、ノウハウの蓄積を図り、その対応をわかりやすく町民に周知する。
	事業評価の結果 今後の方針 等	・第1期計画で立案されたが、未だ実現していない。実施に向けた検討が必要。 ・例えば、年数回の会議だけでなく、SNS等を活用して負担を軽減することも必要。
役割分担	町民・各団体	—
	事業者	・参加が求められる
	病院、医院、診療所 訪問看護ステーション	・参加が求められる。
	地域包括支援センター 保健センター	・活動を認識した対応が求められる。
	社会福祉協議会	・生活支援コーディネーター等が中心となり、横の連携を高めることが考えられる。
	町（行政）	・参加者及び社会福祉協議会を支援する。

(7) 他の機関との連携

社協は、下のマップで示された機関等と連携を高めるとともに、包括的に支援します。

■医療介護社会資源マップ



(8) 寄付や共同募金の取り組み

寄付や共同募金等の取り組みを継続的に推進します。



(9) 組織の強化

社協が、町における福祉の中心的な役割をはたすため、様々な検討を継続して組織の強化を図ります。

一方、町は、労務管理等に助言や支援を行います。

検討項目	検討内容(例)
組織のあり方	- 福祉の中心拠点としての組織づくり - 将来的な利用者数等を踏まえ、広域的視点に基づく、他の社会福祉法人との連携
経営基盤のあり方	現在の事業やサービスの他に自主財源確保に向けたサービス事業
労務管理のあり方	- 第1期計画を踏まえ、福祉拠点を構成する人材づくり（労務面は、社協の成り立ちから、独自性を発揮することが困難な状況にある） - 組織、人事、給与、休暇等、社協における労務管理
採用計画のあり方	- 若者の採用 - 人生設計が描けるような仕組み - 学校や専門学校に対する職場体験の募集 - 職場体験や就職を促すための学校や専門学校への訪問 - インターンシップ - 奨学金
キャリアパスのあり方 [教育訓練計画] (→次ページ)	- リーダー、管理職、経営者育成のための研修 - 専門職養成に向けた資格取得奨励制度

(10) 正職員のキャリアパス

若い職員が長く勤めることや、職員が人生設計を考えることができる職場環境を整えるため、教育訓練計画を構築します。

■キャリアパスの例

年次又は職位	資格又は研修	その他 (目標とする業務内容等)
1年目	初任者研修	団体事務
	相談員研修	相談支援
	経理研修	経理業務
5年目 [副主任クラス]	介護支援専門員 介護福祉士	ケアマネ業務 介護支援
10年目 [主任クラス]	主任介護支援専門員 社会福祉士	介護保険事業所管理者 法人後見・実習生受入
20年目 [係長クラス]	相談員専門研修	主任相談員
	経理専門研修	経理主任
25年目 [課長クラス]	管理者研修	
30年目 [事務局長クラス]	経営者研修	



2-3 住民参加のさらなる推進

(1) 住民参加とボランティア等活動支援

社協は、ボランティアやNPO等の活動等を包括的に支援します。

ボランティア名	事業内容	支援組織
朗読ボランティア (再掲)	・月1回、町の広報をCDに録音して貸し出します。	長野原町 社会福祉協議会
傾聴ボランティア ひまわり(再掲)	・高齢者等に対する傾聴活動を行います。	〃
配食サービス調理 ボランティア(再掲)	・社協が実施する配食サービス事業の調理ボランティアです。	〃
吾妻郡おもちゃの 病院(再掲)	・「おもちゃの病院」を開設し、「おもちゃドクター」と呼ばれるボランティアが、小学生低学年以下の児童が使用するおもちゃを修理します。	〃
有償ボランティア (再掲)	・お弁当の配達ボランティア(個人登録)です。 [祝祭日を除いた 毎週水曜日と金曜日] ・福祉有償運送運転手ボランティアを実施しています。	〃
生活支援ボランティ ア(再掲)	・生活支援体制整備事業で実施しています。 ・「スマホ・PC(パソコン)お悩み相談室」、「ゴミ出し支援」を実施しています。	〃
災害ボランティア	・災害発生時における災害ボランティアは、地域防災計画に基づき、社協と連携して、準備や対応に当たります。	〃

(2) 人材育成の推進

町は、民生委員及び児童委員による活動の継続性を確保し、活動に必要な知識、技術の習得に関する活動を支援します。

また、地域福祉を推進する人材の養成に努めます。

(3) 各種団体の支援

町と社協が連携し、各種団体の活動を包括的に支援します。

また、組織の活性化を図るため、メンバーの確保に向けた活動を支援します。

団 体 名	会員数、人数等※	所管する組織
長野原町老人クラブ連合会	会員553名	長野原町 社会福祉協議会
長野原町保護司会	会員6名	〃
長野原町職親会	会員7名	〃
長野原町赤十字奉仕団	105名	〃
長野原町更生保護女性会	会員23名	〃
長野原町母子・寡婦の会	会員33名	〃
長野原町身体障害者更生会	会員23名	〃
長野原町手をつなぐ育成会	会員20名	〃
長野原町遺族之会	会員22名	〃
英霊にこたえる会長長野原支会	会員3名	〃
吾妻大国魂神社奉賛会長長野原町支会	会員29名	〃
長野原町朗読ボランティア 「かたくりの会」	会員7名	〃
長野原町傾聴ボランティアひまわり	会員6名	〃

※「会員数、人数等」は、令和6年1月末日現在。



2-4 福祉サービスの適切な利用の促進

(1) よりわかりやすい相談支援体制の検討

町では、これまでも様々な方のご相談に対応してきましたが、より気軽に相談できる体制の構築に努めます。

■よりわかりやすい相談支援体制の検討例

施策や事業名	事業主体	事業内容
よりわかりやすい相談窓口の検討	町	- 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に対する庁内横断的な窓口 - よりわかりやすい窓口の掲示又はHP製作 (たらいまわししないような) 職員対応
専門員の養成や連携の検討	町	- 業務経験、職員研修、資格取得による専門性の向上 - 医師、保健師、社会福祉士等の専門職の知見の活用 - 専門家との連携体制
広報やパンフレット等の検討	町	- 分野横断的な内容に対して、“わかりやすい”を意識した広報活動 “繰り返し”を意識した広報活動

紹介

第1期計画に示された「町民にわかりやすい仕組みの検討」

■窓口対応（イメージ）



■パンフレット（イメージ）



継続中

(2) 社会福祉の専門性向上

地域包括支援センター、町及び社会福祉協議会等において、社会福祉に関する専門性を高められるよう支援します。

施策や事業名	事業主体	事業内容
地域包括支援センターの強化	地域包括支援センター、町、社協	・町民に関する情報、町における個別計画、社協が実施する事業等の情報交換を密にするため、町との連携を高める。 ・窓口体制、緊急連絡体制及び情報連絡手段の確保に努める。 ・町民への情報提供を充実する。 ・町は、周知に向けた活動を支援する。
ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制	地域包括支援センター、町、社協	・専門性を高める講習会や研修会等への参加を推進する。
社会福祉従事者の専門性向上	地域包括支援センター、町、社協	・専門性を高める講習会や研修会等への参加を推進する。 ・資格取得の奨励を検討する。

(3) より良いサービスの提供

町は、利用者がより良いサービスを選択して受けられるようにするため、関連計画の内容、事業評価及びサービス満足度を相互に把握するよう努めます。

立場	事業主体	関連計画等	サービス
高齢者	町	高齢者福祉計画 介護保険事業計画	介護保険サービス 地域支援事業
障がい者	町	障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画	障害福祉サービス 地域生活支援事業 障がい児支援事業
子ども	町	子ども子育て支援事業計画 母子保健福祉計画（未策定） 教育関連事業	教育・保育の提供体制 地域子ども・子育て支援事業
生活困窮者 生活保護	町	生活困窮者自立支援計画（未策定） 生活保護の制度	生活保護

(4) 権利擁護

町は、高齢者や障がい者で判断能力が低下した方だけでなく、町民も含めて、権利擁護に関する制度や事業の周知及び推進を図ります。

また、本計画では、計画の第3編に「長野原町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に定めており、整合を図りながら成年後見制度を推進します。

施策や事業名	事業主体	事業内容
◆成年後見制度の周知 (詳しくは「第3編 長野原町成年後見制度利用促進基本計画」へ)	町	[高齢者福祉計画] ・町では、権利擁護事業を行い、権利擁護を含めた相談は毎年1～2件の利用がある。 ・今後、敬老会、介護予防教室、訪問先において、制度の活用について周知啓発を図る。 ・また、高齢者への虐待等が発生した場合、速やかに訪問して早期発見・早期対応する。 [障がい者計画] ・日常生活自立支援事業は、知的障がい者や精神障がい者等が、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談等を行う権利擁護を推進する。 ・地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業を推進し、高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携する。
◆日常生活自立支援事業の周知(再)		
福祉サービスの利用援助(再)	社協	・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談。 ・福祉サービスを利用したいときの手続きの援助。 ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの援助。 ※施設への入所契約や病院への入院契約、及び保証人になるといった援助はできません。
日常的金銭管理サービス(再)	社協	・福祉サービスの利用料、病院への医療費等支払いの援助。 ・福祉サービスを利用したいときの手続きの援助。 ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの援助。 ・日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預け入れの手続きの援助。 ※施設への入所契約や病院への入院契約、及び保証人になるといった援助はできません。
書類等預かりサービス(再)	社協	・預かれるものは、預貯金通帳(定期預貯金通帳含む)、年金証書、保険証書、実印、銀行印等。 ・預かれないものは、現金、宝石、貴金属等。 ※定期預貯金通帳は預かれますが、払い戻しや解約の手続きはできません。 ※お預かりのみの契約はできません。

(5) ひとり暮らしの見守りや要配慮者の安全確保

町は、日常生活が困難な方に対する見守りや、災害時における要配慮者に対する安全確保に努めます。

また、本計画では、計画の第4編に「長野原町再犯防止推進計画」を一体的に定めており、整合を図りながら安全確保を推進します。

施策や事業名	事業主体	事業内容
ひとり暮らしに対する群馬県見守り支援事業	県	- 平成25年4月1日より実施している。 - この事業は、次のように展開している。 ア) 群馬県と電力会社やガス会社等の事業者、警察、市町村、民生委員等が連携して、多方面から地域の様子を見守る仕組みづくり。 イ) 町は、業者等が異変を感じた際の受付窓口を一本化すると共に、水道関係課や公営住宅担当課等との連携、及び情報共有化を図る。
ひとり暮らしに対する（町独自）見守り支援事業	コープぐんま	- 町では、県事業（上段）を補うための取り組みとして、町内の別荘を管理している会社に協力を依頼している。 - 他の機関に対して、今後も継続的に協力をよびかける。
災害時における在宅要配慮者に対する安全確保	町	- 要配慮者の支援体制づくりは、「災害時要援護者避難支援全体計画」（平成22年1月、長野原町）に示されている。 - 避難行動要支援者名簿*の作成・活用に係わる具体的な手順を個別計画として作成する。 - 詳細は「長野原町地域防災計画」（令和5年8月、長野原町）に定められている。
災害時における要配慮者入（通）所施設における安全確保	施設管理者	- 施設管理者は、消防計画、防災計画及び緊急時における職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成する。 - 施設管理者は、職員及び入（通）所者への周知徹底を図る。 - 町は、これらを指導する。詳細は「長野原町地域防災計画」（令和5年8月、長野原町）に定められている。

* 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲

- ・身体障害者手帳1級及び2級の所持者
- ・療育手帳Aの知的障害者
- ・特別児童扶養手当1級対象児
- ・介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ・上記以外で避難支援を希望する者

資料：「長野原町地域防災計画」（令和5年8月、長野原町）



2-5 社会福祉事業の健全な発達

(1) 公益的な取組の推進

社会福祉法人制度改革によって、社会福祉法人は公益性や非営利性を踏まえ、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額の料金で福祉サービスを提供するよう努めなければなりません。

しかし、長野原町における社協は余裕財産等が無いいため、独自に事業実施することが困難です。

よって、社協が受益者負担を考慮したサービスを検討する場合、町の支援が不可欠です。

[参考～地域における公益的な取組の例]

	高齢者の 住まい探しの支援	障がい者の 継続的な就労 の場の創出	子育て交流 広場の設置	複数法人の 連携による 生活困窮者の 自立支援	ふれあい食堂 の開設
地域が 抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖 障がい者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障がい者 高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者のニーズと不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくり。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障がい者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援と、近隣の子供に対する学習支援を実施。	複数法人が拠出する資金を原資として、緊急の支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置する。管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や子育てママと子供の交流会や、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による 主な効果	・高齢者が地域で安心して暮らせる環境整備 ・空き家問題の解消	・障がい者の就労促進 ・買い物難民の解消	・子育てママの孤立感の解消 ・地域交流の促進	・生活困窮者の自立促進	・地域で孤立する住民の孤立感の解消 ・住民相互の支え合いによる取り組み促進

資料：「地域における公益的な取組」(厚労省公式HP URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13289.html)

(2) 民間の新規事業やコーディネート機能への支援

福祉に係わる課題は、より複雑多様化しています。

そこで、町では、多様なサービスに対して、社会福祉法人や民間事業者の参入を促進し、公的サービスの提供を図ります。

検討項目	事業主体	検討内容(例)と第1期計画後の事業化内容
民間の新規事業の支援	民間事業者	・既存の福祉関係機関で実施困難な場合や、新規事業が困難な場合は、民間事業者の参入を検討する。 ・障害福祉サービス「やまどり」の指定管理者として社会福祉法人チャレンジドらいふが取り組んでいる。
民間のコーディネート機能の支援	民間事業者	・民間企業と関係機関が連携を図る。 ・例えば、民間企業が町外の保健医療機関と連携するなど、民間企業のコーディネート機能を活用する。
安全・適正就業講習会	社協	・刈払機&チェンソーの安全な使い方とメンテナンスについて、シルバー人材センターが実施している。

紹介

障害福祉サービス「やまどり」の指定管理者
社会福祉法人チャレンジドらいふによる運営





(3) 社会福祉法人のあり方の検討

社協が、新たに自主財源確保に向けた事業を検討する場合、町は必要に応じて検討をサポートします。

また、利用者が少ないサービスについて、町の枠を超えて広域的な視点で取り組む場合には広域的な視点で取り組みます。

検討項目	事業主体	検討内容(例)
組織のあり方	社協	・新たに事業を実施する場合、現状の組織では対応が困難であるため、組織構成、職員数、専門職等を検討する。
社会福祉法人相互又は事業者との連携のあり方	社協	・複数の組織で運営することが効果的なサービス等、連携のあり方を検討する。 ・指定管理者制度、委託等を検討する。
広域的な視点による組織のあり方	社協	・少人数の利用者が想定される福祉サービスは、町の枠にとらわれなくて、機能や組織の再編等を検討する。

第3編 長野原町成年後見制度利用促進基本計画

Ⅰ．長野原町成年後見制度利用促進基本計画

Ⅰ－Ⅰ 計画の位置づけと期間

この「成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく、長野原町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、関連する各種施策との整合を図り、効果的に取り組みを推進するため、「長野原町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画期間や推進体制の整備、進捗管理などについても併せて行うものとします。

Ⅰ－Ⅱ 施策の方向

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、効果的に関連施策を推進するため、地域福祉計画との一体的な推進体制を構築し、誰もが個人の尊厳を保ちながら、安心して安全に暮らせる町づくりを目指します。

（Ⅰ）適切な制度の運用

利用者の権利擁護を通じて、生活上の基本的な需要を満たすとともに、利用者の個人の尊厳が保たれた生活を送ることができるよう、利用者本人の意思決定に対する支援を前提に、財産管理や身上保護など、成年後見制度の運用を勧めます。

（Ⅱ）地域連携ネットワークの構築と担い手の育成

既存の保健・医療・福祉・司法などによる地域連携ネットワークを構築し、特に優先的に整備が必要とされる制度の広報や利用の相談に加え、マッチングや後見人支援まで、幅広い支援に努めます。

また、相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関について、長野原町町民生活課に設置し、地域連携ネットワークの構築を進めます。

さらに、認知症や障がい特性を理解した支援の担い手として、市民後見人の育成に努めます。

（３）制度の利用促進と利用環境の整備

制度に対する理解を含めるための周知啓発を行い、制度の利用促進を図るとともに、関係機関のネットワークを活用して利用者のニーズを把握し、支援が必要な人の早期把握、早期支援を促進します。

また、地域連携ネットワークなどによるチーム体制での支援を推進します。

（４）地域福祉計画、地域福祉活動計画との一体的な推進

地域資源の限られた本町において、効果的な成年後見制度の活用が進められるよう、地域福祉計画・地域福祉活動計画における各種事業や重層的な連携・支援体制を活用し、一体的な推進を図ります。

第4編 長野原町再犯防止推進計画

Ⅰ．長野原町再犯防止推進計画

Ⅰ－Ⅰ 計画の位置づけと期間

この「再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、長野原町における「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

また、関連する各種施策との整合を図り、効果的に取り組みを推進するため、「長野原町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画期間や推進体制の整備、進捗管理などについても併せて行うものとします。

Ⅰ－Ⅱ 施策の方向

国の「再犯防止推進計画」及び群馬県の「群馬県再犯防止推進計画」に基づき、本町の実情に応じた再犯防止対策を推進します。地域福祉計画との一体的な施策の推進体制の整備を図り、誰一人取り残されず、誰もが安心して安全に暮らせる町づくりを目指します。

（Ⅰ）県や民間協力者等との連携

県や広域の関係機関、団体や支援者、保護観察所、保護司、社会福祉協議会等との連携を強化し、情報の共有及び各種取り組みの推進を図ります。

（Ⅱ）再犯防止に関する啓発による理解促進

「社会を明るくする運動」などを通して、再犯防止に関する地域の理解を促進します。

（Ⅲ）就労・住居の確保

就労や住居に関する支援関係者との連携体制の構築を図ります。

（Ⅳ）保健医療・福祉サービスの利用支援

必要な福祉サービスが適切に提供されるよう、関係機関や団体、事業所と連

携し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

(5) 学校等における修学支援

児童生徒の非行の未然防止や、非行による学校教育の中断の防止、学校や地域社会において再び学ぶための支援等に取り組みます。

(6) 特性に応じた効果的な支援

犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援を行います。

(7) 地域福祉計画・地域福祉活動計画との一体的な推進

再犯防止対策は、地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的な推進や進捗管理を行い、本町の特性に応じて効果的に実施します。

■様々な対応（再掲）

対応	事業主体	事業内容	事業評価の結果 今後の方針
引きこもりへの対応	町	「8050問題」について、発見方法も含めて対応を検討する。 - 民生委員、区長、老人会及び訪問機会のある各種団体や民間事業者との連携も模索する。 - 生徒、児童の引きこもりは、引き続き学校、教育関係者、家庭等との連携を図り、必要に応じて、医療福祉関係者も連携する。	- 令和6年度に事業強化予定である。 - 事業を継続する。
虐待や自殺への対応			- 高齢者と子供を中心に対応している。 - 事業を継続する。
犯罪をした者への社会復帰の支援	社協	- 再犯防止推進法を踏まえ、保健医療、福祉サービス、住まい、就労及び生活困窮等について、関係機関と連携し適切に支援する。 - 保護司、更生保護女性会、職親会との連携を図る。	事業実績は無いが、事業を継続する。
犯罪被害者への支援	NPO法人犯罪被害者支援センター すてっぷぐんま	町は「すてっぷぐんま」を紹介、斡旋している。	事業実績は無いが、事業を継続する。
生活保護等への対応	町	- 生活に困窮している人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるよう援助する。 - 能力や資産等を活用し、あらゆる手を尽くしてもなお生活できない場合に、国が定めた最低生活費の基準に従って生活保護費を支給する。	社会経済状況から必要性が高いため、事業を継続する。

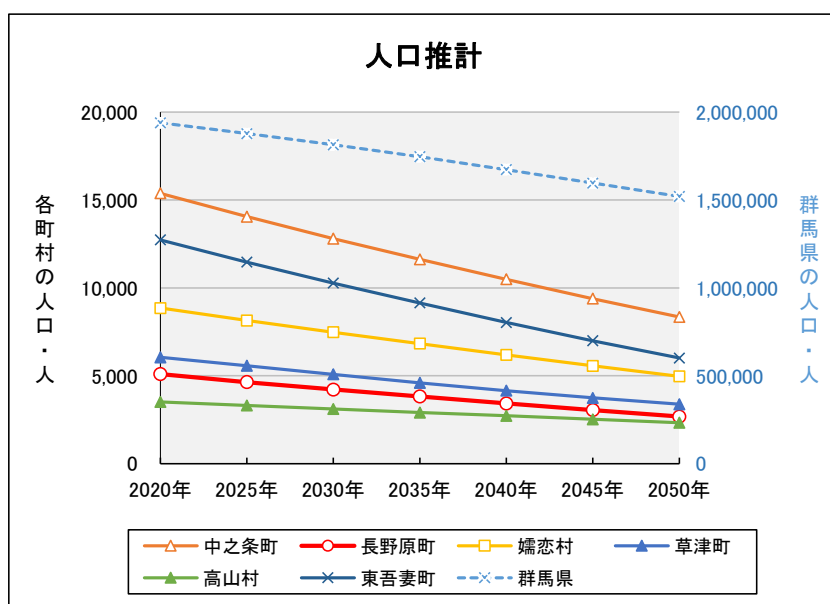
資料編

資料Ⅰ 基礎データ

(Ⅰ) 将来推計人口

長野原町における2020年の人口は5,095（人）で、2030年には、4,219（人）になると推計されています。これは、2020年を100とすると、2030年に82.8に減少することを意味します。

長野原町は、群馬県全体より減少傾向が大きくなることが予想され、郡内では東吾妻町に次いで減少が進むことがわかります。



市区町村	総人口（人） ※カッコ内は、2020年を100としたときの指数						
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
	[実績値]	[推計値]					
長野原町	5,095	4,641	4,219	3,821	3,430	3,047	2,681
	(100)	(91.1)	(82.8)	(75.0)	(67.3)	(59.8)	(52.6)
中之条町	15,386	14,060	12,802	11,628	10,489	9,387	8,347
	(100)	(91.4)	(83.2)	(75.6)	(68.2)	(61.0)	(54.3)
嬬恋村	8,850	8,146	7,478	6,834	6,189	5,567	4,968
	(100)	(92.0)	(84.5)	(77.2)	(69.9)	(62.9)	(56.1)
草津町	6,049	5,572	5,087	4,593	4,150	3,740	3,386
	(100)	(92.1)	(84.1)	(75.9)	(68.6)	(61.8)	(56.0)
高山村	3,511	3,309	3,110	2,909	2,721	2,524	2,330
	(100)	(94.2)	(88.6)	(82.9)	(77.5)	(71.9)	(66.4)
東吾妻町	12,728	11,465	10,277	9,141	8,034	6,988	6,009
	(100)	(90.1)	(80.7)	(71.8)	(63.1)	(54.9)	(47.2)
群馬県	1,939,110	1,877,873	1,814,568	1,746,216	1,672,913	1,596,824	1,520,630
	(100)	(96.8)	(93.6)	(90.1)	(86.3)	(82.3)	(78.4)

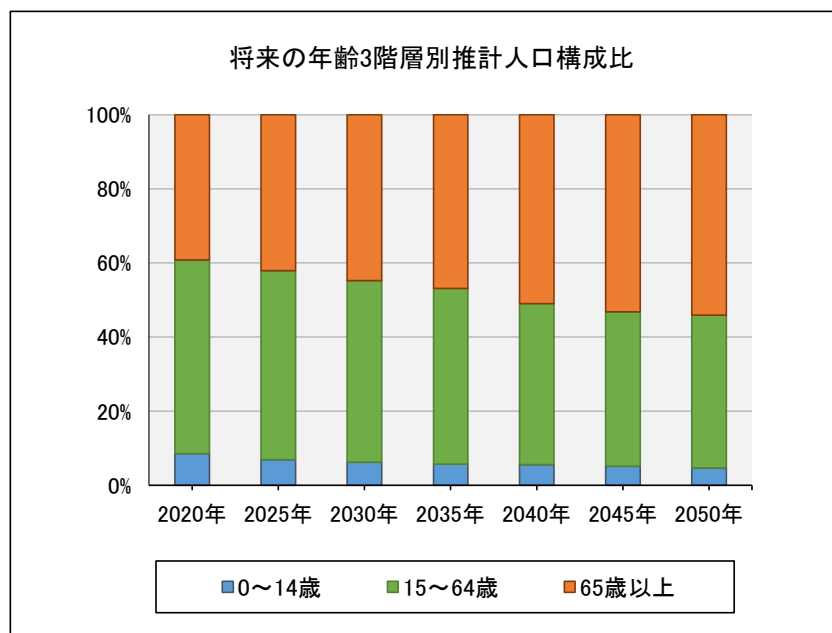
資料：「日本の地域別将来推計人口」〔令和5年（2023）推計、国立社会保障・人口問題研究所〕

(2) 年齢階層別将来推計人口

町は、WHOが定義する超高齢化社会（65歳以上の割合が21%以上）の状況にあります。今後、その傾向が高まり、2030年〔令和12年〕には約45%になると推計されています。

一方、生産年齢人口（15～64歳）や年少人口（0～14歳）は、減少傾向です。

よって、高齢者サービスの需要は高まる一方で、担い手不足や活力の低下が懸念されています。



市区町村	年齢階層	将来の年齢3階層別推計人口(人) ※2020年は実績値						
		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
長野原町	0～14歳	435	320	263	217	190	156	124
		(8.5%)	(6.9%)	(6.2%)	(5.7%)	(5.5%)	(5.1%)	(4.6%)
	15～64歳	2,661	2,366	2,066	1,812	1,490	1,271	1,106
		(52.2%)	(51.0%)	(49.0%)	(47.4%)	(43.4%)	(41.7%)	(41.3%)
	65歳以上	1,999	1,955	1,890	1,792	1,750	1,620	1,451
		(39.2%)	(42.1%)	(44.8%)	(46.9%)	(51.0%)	(53.2%)	(54.1%)

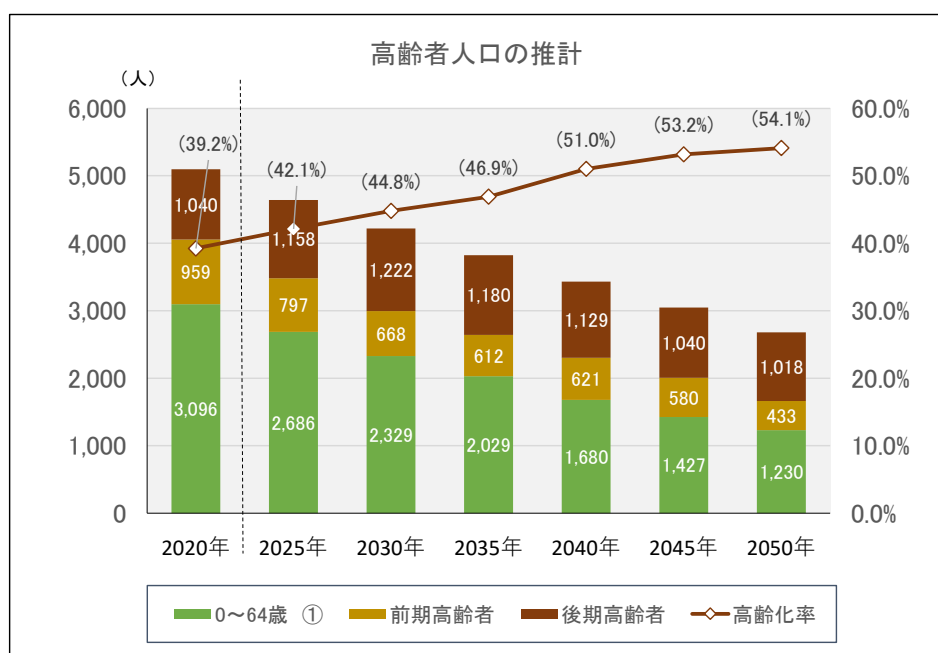
資料：「日本の地域別将来推計人口」〔令和5年（2023）推計、国立社会保障・人口問題研究所〕

(3) 高齢者数の将来推計人口（高齢者福祉計画より）

高齢者について、高齢者福祉計画の将来推計をみると、令和7年〔2025年〕に高齢化率が約40％を超えています。

高齢者人口は、令和7年に減少傾向になると推計されていますが、後期高齢者は、約1,200人で微増傾向にあります。

よって、後期高齢者に関するサービス需要が、若干高まると考えられます。



単位：人

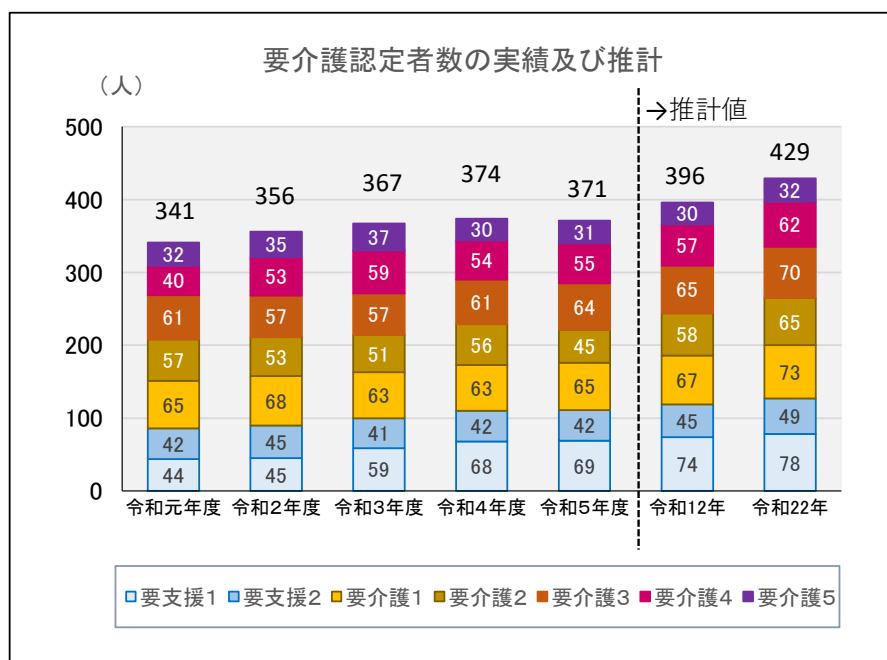
	実績値	推計値					
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～64歳 ①	3,096	2,686	2,329	2,029	1,680	1,427	1,230
高齢者人口 ②	1,999	1,955	1,890	1,792	1,750	1,620	1,451
前期高齢者	959	797	668	612	621	580	433
後期高齢者	1,040	1,158	1,222	1,180	1,129	1,040	1,018
総人口 ①+②	5,095	4,641	4,219	3,821	3,430	3,047	2,681
高齢化率	(39.2%)	(42.1%)	(44.8%)	(46.9%)	(51.0%)	(53.2%)	(54.1%)

資料：「日本の地域別将来推計人口」〔令和5年（2023）推計、国立社会保障・人口問題研究所〕

(4) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、約370人ですが将来は増加傾向にあります。

介護予防サービス等の対象となる要支援1と要支援2が、やや増加しており、将来的にも増加する見込みです。



単位:人

	実績値←→推計値						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年	令和22年
要支援1	44	45	59	68	69	74	78
要支援2	42	45	41	42	42	45	49
要介護1	65	68	63	63	65	67	73
要介護2	57	53	51	56	45	58	65
要介護3	61	57	57	61	64	65	70
要介護4	40	53	59	54	55	57	62
要介護5	32	35	37	30	31	30	32
計	341	356	367	374	371	396	429

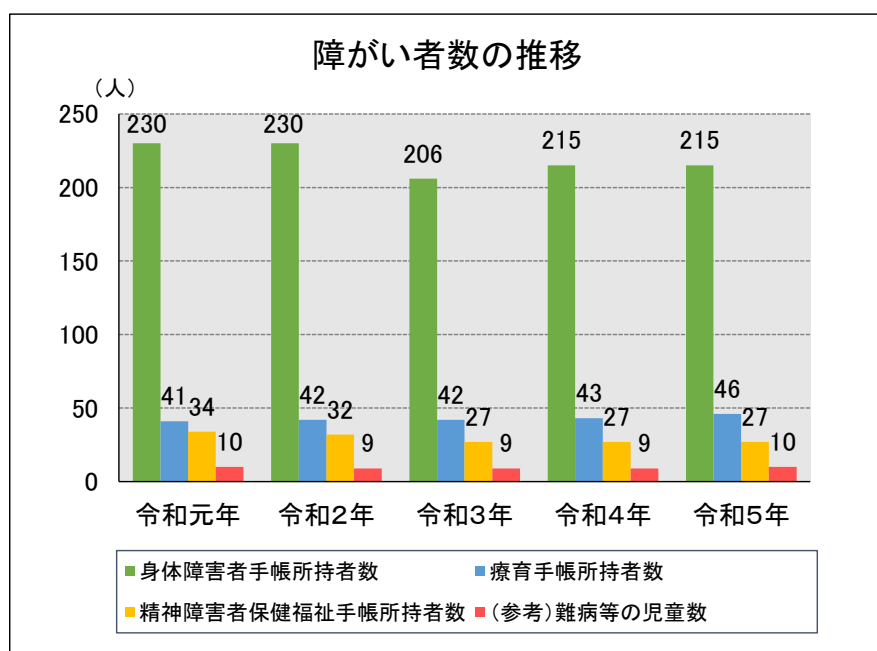
資料：「長野原町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（令和6年1月現在、長野原町）

実績値は「介護保険事業状況報告 年報」（各年3月末現在、令和5年度は8月末値、厚生労働省）

(5) 障がい者の現状

手帳等が配布されている障がい者数は、横ばい又は減少傾向にあります。難病等の児童数は横ばいです。

町では人口が減少していますが、障がい者数は横ばいで推移しているため、様々な支援が継続的に必要です。



単位: 人

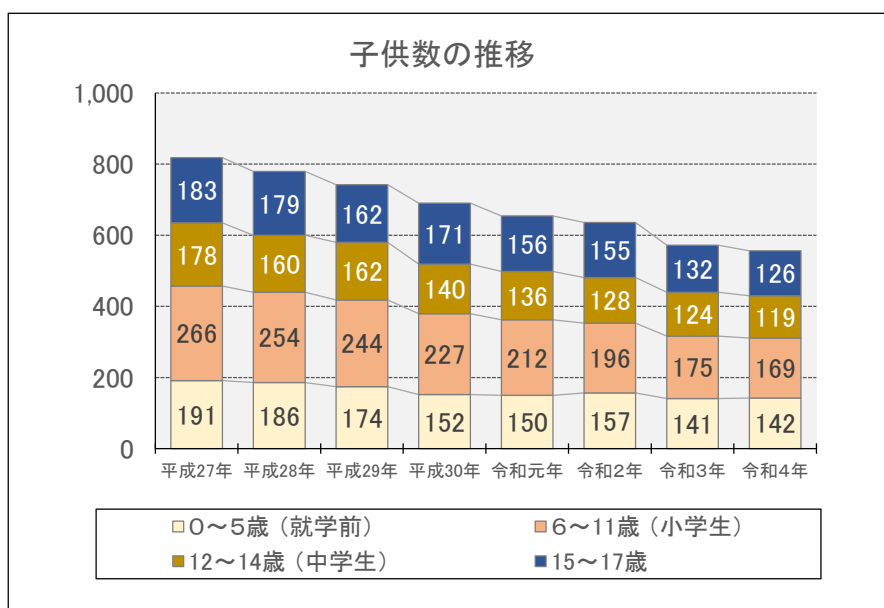
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	230	230	206	215	215
療育手帳所持者数	41	42	42	43	46
精神障害者保健福祉手帳所持者数	34	32	27	27	27
(参考) 難病等の児童数	10	9	9	9	10

資料：「第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」
(令和6年2月、長野原町)

(6) 子供の現状

町における子供の数は経年的に減少し、令和4年に556人になっています。

本計画に基づき、子育て支援、学校教育の充実、親の働く場所等の施策や事業を推進することが重要です。



単位:人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0～5歳	（就学前）	191	186	174	152	150	157	141	142
6～11歳	（小学生）	266	254	244	227	212	196	175	169
12～14歳	（中学生）	178	160	162	140	136	128	124	119
15～17歳		183	179	162	171	156	155	132	126
合計		818	779	742	690	654	636	572	556

資料 2 社会福祉協議会の現状

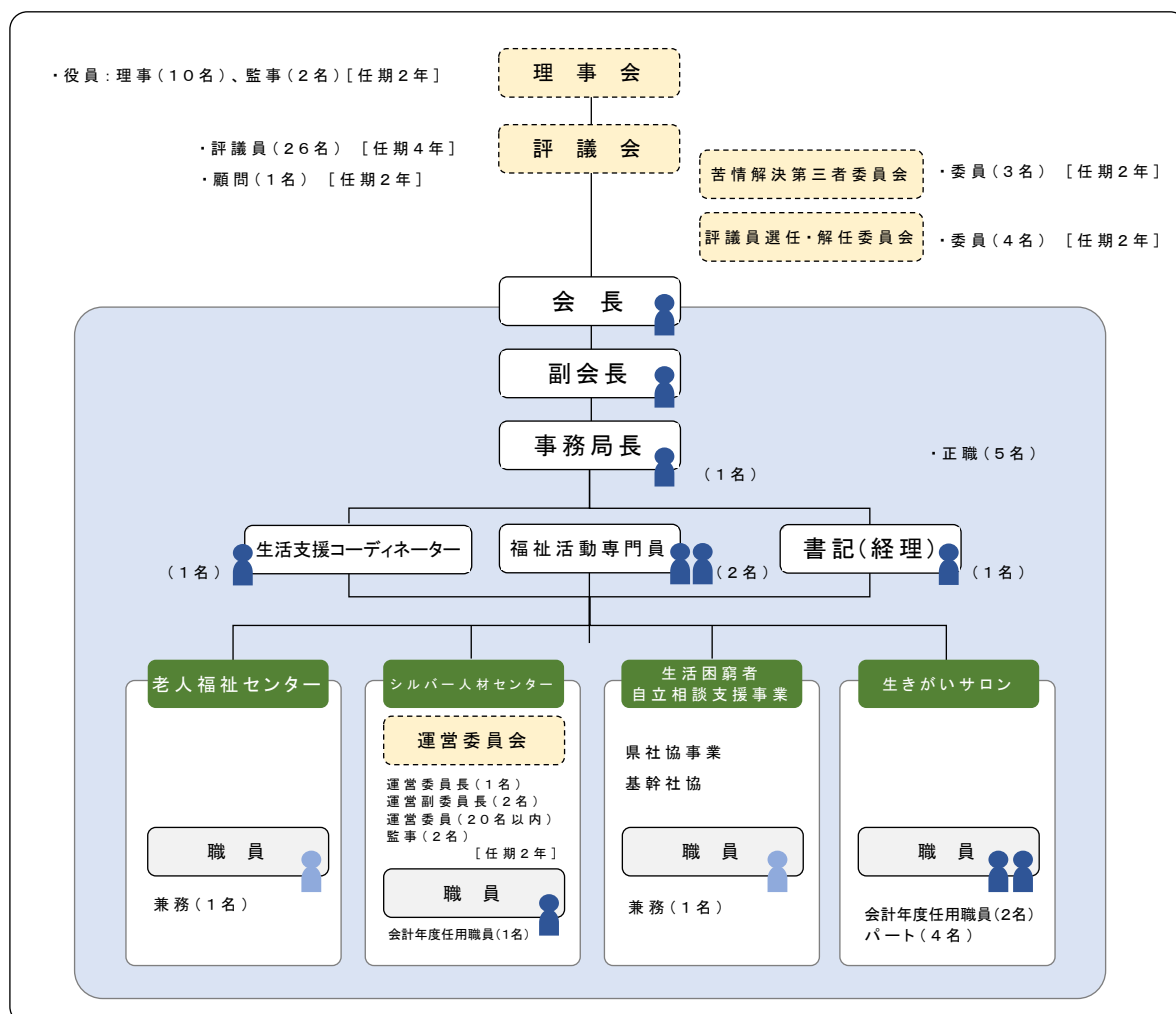
(1) 基本方針と資金計画

社協が作成した事業計画において、基本方針と資金計画は、次のようになっている。

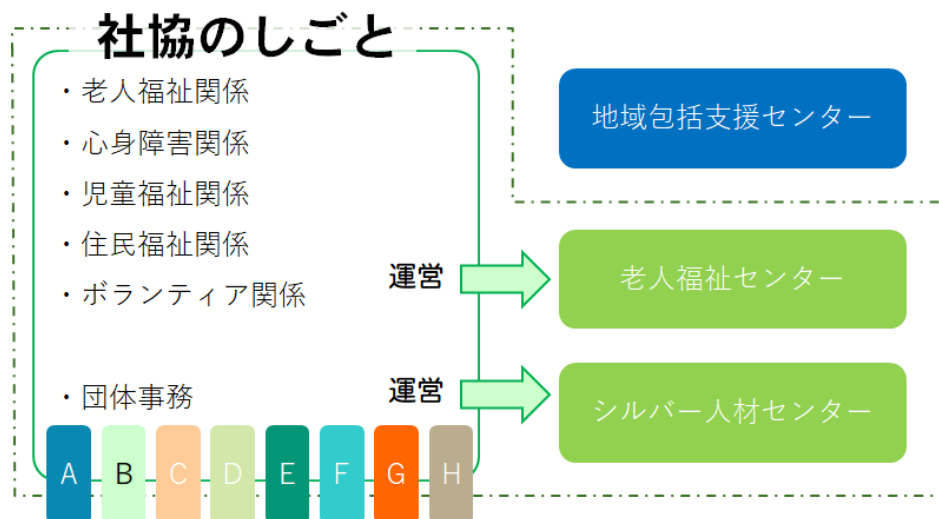
基本方針	本会は、住民福祉の向上確保を図るため関係機関、団体と緊密な連携のもとに全住民の積極的な参加を求めて事業をさらに充実強化し、社会情勢の変化に対応した福祉環境づくりの推進を図り、もって行政の効果的施策とともに住民福祉の進展に努めるものとする。
資金計画	自己資金、自主活動財源の確保を図るため、努めて賛助会員を募集するとともに、住民の寄付金協力を呼びかける。 職員の給与は従来どおり、町からの補助金に依存するが、受託事業、補助事業にも取り組み自主財源の確保に努力する。

資料：「令和5年度 社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会事業計画」（社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会）

(2) 組織体制



(3) 事業内容



【社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会の主な事業】

- ◆ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ◆ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ◆ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ◆ 上の3つのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ◆ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ◆ 共同募金事業への協力
- ◆ 心配ごと相談事業
- ◆ 訪問入浴介護事業の経営
- ◆ 老人福祉センターの経営
- ◆ 生きがいデイサービス事業の経営
- ◆ 高齢者等配食サービス事業の経営
- ◆ 生活支援体制整備事業
- ◆ 福祉サービス利用援助事業
- ◆ その他この法人の目的達成のため必要な事業

出典：社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会公式HP URL：<https://naganohara-shakyo.com/>

(4) 各事業の実績

分野	NO.	施策や事業名称	指標	年度 単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (見込み)
高齢者福祉	1	高齢者サービス調整チーム参画 [福祉会議(町)、ケア会議(包括)]	会議回数	回/年	3	—	—	—	—	—	—
	2	老人クラブ連合会助成金	助成金額	円/年	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥30,000
	3	敬老金品給付 (65歳以上1人300円各地区へ)	対象者数	人/年	2,000	2,018	2,043	2,070	2,067	2,086	2,075
			支給額	円/年	¥600,000	¥605,400	¥612,900	¥621,000	¥620,100	¥625,800	¥622,500
	4	歳末たすけあい慰問事業	助成金額	円/年	¥418,736	¥363,400	¥385,716	¥430,620	¥445,320	¥471,920	¥485,280
	5	紙おむつ等配布事業	延利用者数	人/年	558	672	655	681	695	795	890
			経費	円/年	¥4,405,725	¥4,882,431	¥4,674,289	¥5,176,730	¥5,417,935	¥5,815,155	¥6,586,000
	6	生きがいサロン (旧称:生きがいデイサービス)	延利用者数	人/年	2,262	2,416	2,100	1,460	1,568	1,694	1,800
	7	食事サービス [配食型、週2回]	延利用者数	人/年	4,140	4,572	4,744	4,469	4,250	5,821	6,160
	8	ボランティア保険 (主に配食サービス関係)	件数	件	89	89	80	75	70	78	49
障害者福祉	9	ゴミ出し支援 ※令和4年度より生活支援体制整備事業の中で試験的に実施(月1回)	実施回数	回/年	—	—	—	—	—	12	12
	10	介護保険 ※令和元年度から未実施。	要介護 居宅介護支援 延利用者数		15	8	—	—	—	—	—
			要支援		7	11	—	—	—	—	—
	11	福祉有償運送事業(障がい者対象) ※令和3年度より実施。	利用回数	回/年	—	—	—	—	118	130	85
	12	法人後見事業 ※令和5年10月より実施	利用者数	人/年	—	—	—	—	—	—	0
児童福祉	13	知的障がい者余暇活動支援事業	利用者数	人/年	—	36	32	23	19	33	36
	14	身体障害者更生会助成金	助成金額	円/年	¥80,000	¥80,000	¥80,000	¥80,000	¥80,000	¥80,000	¥80,000
	15	手をつなぐ育成会助成金	助成金額	円/年	¥50,000	¥50,000	¥50,000	¥50,000	¥50,000	¥50,000	¥50,000
母子福祉	16	子ども会育成会助成金 (子育て支援推進事業)	助成金額	団体数 /総額	10団体 総額270,000円						
	17	ひきこもりサロン ※令和5年5月より(月1回月曜日実施)	実施回数	回/年	—	—	—	—	—	—	11
	18	母子父子家庭等福祉推進事業	日帰り旅行	参加者数	23	20	26	4	19	17	20
	19	母子寡婦の会助成	団体助成	円/年	¥72,000	¥72,000	¥72,000	¥72,000	¥72,000	¥72,000	¥72,000
	20	母子家庭等中学校卒業生激励事業	記念品の贈呈	対象者数	6	5	7	2	6	9	10

分野	NO.	施策や事業名称	指標	年度 単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (見込み)
住民福祉	21	移動入浴事業福祉車両 ※資格者不足、利用者減等で平成26年度より休止	延利用者数	人/年	—	—	—	—	—	—	—
	22	福祉機器の貸与	ベッド	人/年	2	13	5	12	9	5	10
			車イス	人/年	7	7	11	4	8	8	8
			その他	人/年	2	2	1	4	0	5	5
	23	福祉バザー ※令和元年度から未実施。	売上額	円/年	¥266,500	¥179,570	—	—	—	—	—
			善意の品数	個	1,345	1,217	—	—	—	—	—
	24	長期入院患者等慰問	夏季	件数	15	14	12	12	17	16	17
			歳末	件数	15	15	14	14	17	17	17
	25	小口生活福祉資金	貸付	件数	0	1	0	0	2	6	2
				円/年	¥0	¥10,000	¥0	¥0	¥140,000	¥247,000	¥20,000
	26	心配ごと相談	相談	件数	4	3	3	2	0	0	3
	27	更生保護女性会助成金	助成金額	円/年	¥80,000	¥80,000	¥80,000	¥80,000	¥80,000	¥80,000	¥80,000
	28	保護司会助成金	助成金額	円/年	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥30,000
	29	遺族之会助成金	助成金額	円/年	¥64,000	¥64,000	¥64,000	¥64,000	¥64,000	¥64,000	¥64,000
	30	大國魂神社奉賛会	例大祭	円/年	—	○	—	(未実施)	—	(未実施)	—
	31	赤十字奉仕団助成金	助成金額	円/年	¥64,000	¥64,000	¥64,000	¥64,000	¥64,000	¥64,000	¥64,000
県事業	32	シルバー人材センター事業	受注件数	件数	227	288	295	306	318	311	320
	33	職親会	活動回数	回/年	—	0	0	0	0	0	0
	34	英霊に応える会	活動回数	回/年	—	1	1	1	1	1	1
	35	社協だよりの作成 [年度内4回(町内全戸配布)]	発行回数	回/年	—	4	4	4	4	4	4
	36	生活福祉資金の貸付 [県社協事業] (コロナ福特例R2～R4)	延べ貸付件数	件	—	17	17	17	12	13	11
			(特例貸付)	件	—	—	—	53	96	102	—
	37	思いやり駐車場利用証制度	利用者数	人/年	—	0	0	1	1	0	0

資料3 第1期計画の事業評価結果

(1) 事業評価方法

事業評価方法は、KPI（重要業績評価指標）を設定し、施策又は事業の実績を調査した上で、第1期計画の達成度評価を行いました。

■マネジメントプロセスにおける事業評価の位置づけ



■事業評価結果整理（イメージ）

				施策又は事業の主な実績（KPI:重要業績指標）							前計画の 達成度評価	実施結果、課題、見直し事項、今後の方針等
基本計画			施策又は事業名称	施策又は事業の結果								
				指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	2-1	(1)	長野原モデルの構築	窓口の対応状況	－	○	○	○	○	○	B	（本計画に関わらず、全庁的に窓口対応の向上に努めている）
			HP（ホームページ）の開設	－	○	○	○	○	○	A	HPを掲載してご要望に応じてパンフレットは配布する。	
1	2-1	(2)	認知症カフェ	認知症カフェ設置数	か所	1	1	1	1	1	A	グループホーム「ぬくもり」に設置した。
1	2-1	(3)	分野横断的な福祉サービスの展開	分野横断型福祉サービス実施数	件	1	1	1	1	2	A	役場庁用車洗車、令和5年度よりプラスチックゴミの回収を障害福祉サービス「やまとり」と就労支援契約を結ぶ。
1	2-1	(4)	住まい、しごとの確保にむけた連携	住まいに関する事業総数	件	10	17	16	16	9	A	相談や問い合わせがあるため、継続的に取り組む必要がある。
				しごとに関する事業総数	件	0	0	0	0	1	B	困難な事業であるが、昨年度実績ができた。
1	2-1	(5)	生活困窮者の自立支援方策の検討	自立支援回数	件	355	984	1,080	1,256	404	A	県基幹社協寄妻地区（長野原・東寄妻）令和5年より東部西部で事業分担のため件数減。
1	2-1	(6)	医療機関と行政との連携	医療機関及び介護施設への総数	－	○	○	○	○	○	B	具体的数値はないが相談に応じて対応している。
				医療機関及び介護施設との連携案件数	件	87	72	84	84	（未確定）	B	在宅医療介護連携相談件数を参照。連携数は横ばいになっている。
				医療福祉関係者との懇談回数	回	4	2	3	4	3	B	自立支援個別会議毎年1回実施。地域ケア会議年約3回実施
1	2-1	(7)	地域に潜在・顕在する課題への対応	引きこもりへの対応件数	件	2	0	0	0	（未確定）	B	来年度、さらに事業促進を検討中である。

(2) 第Ⅰ期計画の事業評価結果

地域福祉活動計画の活動基本方針「福祉のまちづくりにおけた中心的な役割をはたす」では、社協が中心となって、町及び関係機関が協力体制を構築しながら、他の機関との連携を高めて、地域包括ケアシステム（長野原モデル）の構築を目指しています。

そして、この５年間をみると、生活支援コーディネーターがおかれたことから、町民のニーズに沿った施策や事業の展開が行われ、様々な機関との連携も模索されつつあると推察されます。その結果が、評価「Ａ」及び「Ｂ」と考えられます。

その中で、「Ａ」については、第Ⅰ期計画策定時に掲げられた新規事業が実現しているほか、少数でもニーズに沿ったきめ細かな事業が実施されていると考えられます。

今後、評価「Ｃ」の施策又は事業は、取り組み方法の変更、事業内容の見直し又は必要性が低ければ中止を検討する必要があると考えられます。

■事業評価結果

評価	評価基準	施策・事業数	摘 要
A	５年前に比べて前進している	18	・認知症カフェ ・生活支援コーディネーターの設置 ・「やまどり」との連携 ・生活困窮者への対応 ・新規事業（「ひきこもりサロン」、「福祉有償運送事業」、「法人後見事業」、「生活支援ボランティア」）の取り組み ・日常生活支援事業
B	継続的に実施している	40	（例年どおりに実施）
C	取り組みが疎かになっている。	3	・ニーズが低調？なボランティア活動 ・専門性を高める資格取得
非評価	（評価を実施していない）	8	・利用者無し（事業としては必要） ・県事業
合 計		69	

第 2 期 長野原町
地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和 6 年 3 月

長野原町
社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会